

## 介護保険料滞納者への給付制限について

災害などの特別な事情がないにもかかわらず、介護保険料を滞納されると、介護サービス利用者に対して、滞納期間に応じて次の給付制限を行います。

介護が必要となったときのため、そして介護保険制度の健全な運営のために、保険料はきちんと納めましょう。

### ○第1号被保険者(65歳以上)の方の場合

- ・納期限から1年以上滞納されると

介護サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。広域連合は、利用者の申請により、後で保険給付分(9割)を支払います(給付費の償還払い)。



- ・納期限から1年6か月以上滞納されると

保険給付の一部、または全部を一時的に差し止めます。それでもなお納付がない場合は、差し止めた給付費から滞納保険料額を差し引きます。



- ・納期限から2年以上滞納されると

保険料の滞納期間に応じて、利用者負担割合を1割から3割に引き上げます。また、高額介護サービス費が受けられなくなり、介護保険施設に入所している場合は、食費、居住費も支給されません。

### ○第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の方の場合

要介護認定等の申請をされた時点で、医療保険料(国民健康保険や健康保険)の滞納がある場合は、給付費の支払方法を償還払いに変更したり、給付費の一時差し止めを行います。

※現在サービスを利用されていない方については、地方税法にもとづき、差押などの滞納処分を行う場合があります。また、現在要介護・要支援認定を受けていない方でも、新たに認定を受けた時点で、過去の保険料滞納状況に応じて、上記の給付制限を行います。

※災害などの特別な事情があると認められたときは、保険料の減免や徴収の猶予を受けられることがありますので、納付が難しいときは雲南広域連合または各市町介護保険担当までご相談ください。

## 平成22年度介護保険状況についてお知らせします

雲南地域の平成22年度介護保険事業の状況を、平成20年度、平成21年度の実績と比較しながらみていきます。雲南広域連合では、近年の状況を踏まえながら必要な見直し等の措置を行い、今後も安心した介護サービスが利用できるよう努めます。

### 1. 第1号被保険者(65歳以上の方)数の状況

各年度の第1号被保険者数(月平均)を比較すると、平成20年度は21,689人、平成21年度は21,612人、平成22年度は21,359人と減少傾向にあります。しかしながら、第1号被保険者のうち75歳以上の方の人数を比較すると平成20年度は12,973人、平成21年度は13,208人、平成22年度は13,360人と推移しており、第1号被保険者に占める75歳以上の方の割合は毎年増加しています。



※各年間の月平均の数値。

### 2. 第1号被保険者(65歳以上の方)の認定状況

各年度の認定者数(月平均)を比較すると、平成20年度は3,582人、平成21年度は3,569人とほぼ横ばいですが、平成22年度は3,687人と増加しています。認定者のうち75歳以上の方の人数を比較しても、平成20年度は3,273人、平成21年度は3,265人とほぼ横ばいで、平成22年度は猛暑の影響もあり3,381人と増加しています。

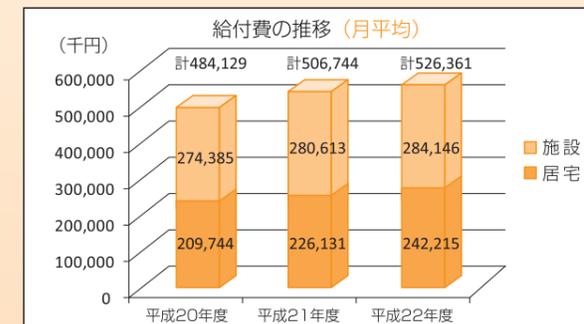


※各年間の月平均の数値。

### 3. 介護サービスの給付状況

各年度の介護サービス等の給付状況(月平均)を比較すると、給付費総額は、平成20年度から平成21年度にかけてはおおよそ22,615千円の増、平成21年度から平成22年度にかけてはおおよそ19,617千円の増となっており、毎年増加しています。

介護サービスは、在宅での介護を中心とした居宅サービス(訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護など)と、介護保険施設に入所してサービスを受ける施設サービスとに分かれますが、両方とも毎年増加しています。



※各年間の月平均の数値(特定入所者介護サービス費含む)。  
 ※高額サービス費(医療・介護合算高額含む)は、居宅分と施設分の比率に応じて按分。  
 ※審査支払手数料、市町村特別給付は、居宅分に算入。